

企画競争実施の公示

令和 2 年 3 月 31 日

中国運輸局観光部長 九鬼 令和

次のとおり、企画提案書の提出をお願いします。

1. 業務概要

(1) 業務名及び概要

令和 2 年度 訪日グローバルキャンペーン等に対応したコンテンツ造成事業

「出雲・大山エリアに息づく伝統的なものづくり文化と食に関するコンテンツ造成事業」

(2) 業務内容等

【業務の背景・目的】

本事業は、日本政府観光局による、欧米豪市場を中心とした、海外旅行には頻繁に行くが日本を旅行先として認知・意識していない層をターゲットとした情報発信「Enjoy my Japan グローバルキャンペーン」に加え、アジアにおける新たな訪日プロモーション事業に活用できる滞在型コンテンツ等を、特に地方部をはじめとして全国各地域に創出するものであり、中国運輸局とDMO等が連携して、令和 3 年度に販売が見込まれる水準となるよう、令和 2 年度中にコンテンツを創出することを目的とした事業である。

島根県・鳥取県が隣接する中海・宍道湖・大山圏域のエリアでは、人間国宝安部榮四郎の手漉き和紙、柳宗悦をはじめ、バーナード・リーチ、河井寛次郎など「民藝運動」に関わりの深い窯元や御用窯、染め物やたたら文化から受け継がれた鍛造鉄器など、この土地の原料と気候風土を背景に、手仕事により生み出された工芸品が多数存在する。それらの工芸品は国内でも見直され、現在全国から人気を集めている。また、日本酒発祥の地とも言われる出雲地方で、出雲杜氏の伝統と技を守り、旨い酒造りを追求し続けている蔵元やワイナリーも当エリアの特別な魅力である。これらを組み合わせることにより、当エリアの伝統的なものづくり文化と地域に暮らす人々の営みを知ることができる滞在型コンテンツ造成を行う。

【業務の内容】

別紙、説明書による。

【報告書（成果物）等の提出方法】

別紙、説明書による。

(3) 履行期限

令和 3 年 3 月 19 日（金）

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 01・02・03 年度一般競争入札及び指名競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち、「A」～「D」の等級に格付けされ、中国地域の参加資格を有している者であること。
- (3) 国土交通省中国運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

中国運輸局観光部観光地域振興課
〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6 番 30 号
E-mail : cgt-regional_tourism_section@gxb.mlit.go.jp
TEL : 082-228-8703 / FAX : 082-228-9412

(2) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書 (A4 判 15 枚以内)に併せて、次の事項を記載した書面を提出すること。

- ・業務の実施体制、実施工程
- ・事業の定性的・定量的な目標値
- ・緊急時の連絡体制
- ・苦情等相談に係る処理体制
- ・配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況
- ・業務項目別の経費概算
- ・再委託等の有無及び予定（ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。）
- ・令和 01・02・03 年度一般競争入札及び指名競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査結果通知書の写

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和 2 年 5 月 11 日（月）17 時 00 分（必着）

場 所：（1）に同じ。

方 法：持参、郵送（書留郵便に限る。）または電磁的方式（事前に電話により申し出ること。）による。なお、電子データによる提出の場合は 1 つのファイルに統合し、その容量は原則 5MB 以下とすること。また、持参若しくは郵送による提出の場合は原則 9 部用意することとし、電子データも併せて提出すること。

(4) ヒアリング実施の有無及び方法 有・電話等

(5) 契約の相手方として最適なものを特定（以下「特定」という）するための企画提案書の評価基準

- ①業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- ②提案内容の優良性：提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④業務遂行の安定性：実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤必 要 経 費：業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑥専 門 的 知 識：業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。
- ⑦ワーク・ライフ・バランス(WLB)等推進の状況：
 - ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の認定【えるぼし】
但し、認定段階1及び2においては、「労働時間の働き方に係る基準」を満たすことが必要
 - ・次世代育成支援対策推進法第13条の認定【くるみん・プラチナくるみん】
 - ・青少年の雇用の促進等に関する法律第15条の認定【ユースエール】を受けた企業であれば所定の評価点を加点する。よって、該当する者は企画提案書の提出に併せて、以下の書類を提出すること。
 - i)「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」

URL : <https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/soumu/jyoseikatsuyaku.html>

ii) 該当する「認定通知書」の写し

iii) 該当する「一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付き)」の写し

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 本業務の支払条件及び概算予算額
 - ・支払条件：完了検査終了後、適法な請求書を受領して30日以内。
 - ・概算予算額：**600万円を上限**とする。(消費税及び地方消費税を含む)
- (4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (5) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しないものとする。
- (6) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。
- (7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (8) 特定されなかった企画提案書は、原則返却する。ただし、返却を希望しない提案者は、企画提案書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (9) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (10) 提案する内容及び得られる業務成果は、適正公平な内容とすること。
- (11) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (12) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (13) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (14) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。
- (15) 企画競争の結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から14日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、当局ホームページで次の事項を公表する。
 - ・特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ・企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点
- (16) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は中国運輸局に帰属する。
- (17) 不明な点等のお問い合わせ先等
 - ・お問い合わせ先：3.(1)に同じ(担当：倉迫、平井)
 - ・お問い合わせ方法：電話又は来訪
 - ・お問い合わせ期間：公示の日から、3.(3)に記載の提出期限までなお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

説 明 書

1. 業務の名称

令和2年度 訪日グローバルキャンペーン等に対応したコンテンツ造成事業

「出雲・大山エリアに息づく伝統的なものづくり文化と食に関するコンテンツ造成事業」

2. 実施時期

契約締結の日～令和3年3月19日（金）

3. 業務の目的

本事業は、日本政府観光局による、欧米豪市場を中心とした、海外旅行には頻繁に行くが日本を旅行先として認知・意識していない層をターゲットとした情報発信「Enjoy my Japan グローバルキャンペーン」に加え、アジアにおける新たな訪日プロモーション事業に活用できる滞在型コンテンツ等を特に地方部をはじめとして、全国各地域に創出するものであり、中国運輸局とDMO等が連携して、令和3年度に販売が見込まれる水準となるよう、令和2年度中にコンテンツを創出することを目的とした事業である。

鳥根県・鳥取県が隣接する中海・宍道湖・大山圏域のエリアでは、人間国宝安部榮四郎の手漉き和紙、柳宗悦をはじめ、バーナード・リーチ、河井寛次郎など「民藝運動」に関わりの深い窯元や御用窯、染め物やたたら文化から受け継がれた鍛造鉄器など、この土地の原料と気候風土を背景に、手仕事により生み出された工芸品が多数存在する。それらの工芸品は国内でも見直され、現在全国から人気を集めている。また、日本酒発祥の地とも言われる出雲地方で、出雲杜氏の伝統と技を守り、旨い酒造りを追求し続けている蔵元やワイナリーも当エリアの特別な魅力である。これらを組み合わせることにより、当エリアの伝統的なものづくり文化と地域に暮らす人々の営みを知ることができる滞在型コンテンツ造成を行う。

【連携するDMO】一般社団法人 中海・宍道湖・大山圏域観光局

4. 業務内容

中海・宍道湖・大山圏域エリアを訪れる欧米豪・香・台からの訪日外国人旅行者がものづくり文化と食（日本酒）を楽しめるような滞在・消費を促すコンテンツの造成に向けて、下記の業務を実施する。企画提案にあたっては、下記に掲げる業務の内容を踏まえ、実施方法・手順・留意点等を含めた業務実施方針を明示した提案を行うこと。

事業エリア：鳥根県（出雲市・松江市・安来市）

鳥取県（米子市・境港市・日吉津村・大山町・南部町・伯耆町・日南町・江府町・日野町）

対象市場：独・英・仏・米・豪・香・台

（1）地域資源に関する調査

地域資源の消費について、現状把握を目的として以下のとおり調査を行うこと。

・実施時期：令和2年6月～8月

- ・調査内容：事業エリアの伝統工芸品や地酒等の地域資源に関する訪日外国人観光客の消費動向（消費額や満足度等）について調査を行う。
- ・調査方法：指定なし
- ・留意事項：調査実施後、速やかに中国運輸局（以下、当局）へ報告すること。

（2）コンテンツ造成検討会の実施

（1）において把握した内容の地域への共有、（3）コンテンツ企画開発の方針・実施内容の決定、（4）の実施に関する調整、また、企画開発したコンテンツについて次年度以降の販売に向けた調整を目的として、下記内容について事務局として開催・運営を行うこと。

- ・開催回数：3回以上
- ・実施時期：令和2年7月、10月、令和3年1月（目安）
- ・構成員：中国運輸局、一般社団法人中海・宍道湖・大山圏域観光局、地域事業者、事業エリアの自治体、有識者、等
- ・留意事項：参加者の日程調整、司会進行、資料作成等、開催主体として運営すること。実施後、議事録を作成し速やかに当局へ報告すること。

（3）コンテンツの企画開発・販売体制整備

（1）（2）を踏まえ、コンテンツの企画開発を行い、また、次年度以降の販売を見越して販売導線の確保に向けた調整を行うこと。

- ・実施時期：令和2年8月～令和3年1月
- ・実施内容：コンテンツの企画を立案し、地域事業者へアドバイスをを行いながら令和3年度に商品化できる水準までコンテンツの開発を行う。
：クラフトツーリズムの推進や域内の観光資源におけるガイドの育成を目的とし、ワークショップを事務局として開催する。
- ・企画開発数：3コンテンツ以上
- ・留意事項：開発前にあらかじめ実施に係る計画書（企画内容、企画開発スケジュール等を記載）を作成し、内容について当局からの承認を受けること。進捗状況の報告を1ヶ月に1回以上行うこと。企画開発を行うコンテンツへ組み込むプログラムの内容、運営体制、金額等については当局と事前に調整を行うこと。
ワークショップについて参加者の日程調整、司会進行、資料作成等、開催主体として運営すること。

（4）旅行商品造成のための旅行会社等の招請

（3）により企画開発したコンテンツが旅行会社等による旅行商品の販売につながるよう、欧米豪・香・台市場に影響力のある旅行会社、ランドオペレーター等を招請する。

- ・実施時期：令和2年11月
- ・招請者：海外旅行会社、ランドオペレーター等 3名程度
- ・実施内容：(3)で企画開発したコンテンツが体験できる行程とし、3泊4日程度で1回実施する。
- ・留意事項：各業務の開催地へのアクセス及び業務地間の移動において、無理のない行程とすること。専用車両を使用する場合は、乗務員に係る宿泊・食事に要する費用、有料道路等利用料及び駐車料金は経費に含めること。宿泊は朝食付き1部屋1名を原則とすること。また、安全の確保に配慮した体制を整えて業務を遂行すること。やむを得ない事情等により、業務内容に変更が生じる場合には、当局に事前に相談すること。

5. 報告書の提出

- (1) 提出物 事業実施報告書(A4判) 10部
事業実施報告書の電子データ CD-R等 2枚
- (2) 提出場所 中国運輸局観光部観光地域振興課
- (3) 提出期限 令和3年3月19日(金)

なお、報告書の作成にあたっては、以下について留意のこと。

- ① 事前に当局の承認を受けること。
- ② 事業実施状況や事業成果等をわかり易く編集すること。
- ③ 造成したコンテンツについては令和3年度中の販売を目指していることから、受入体制を含めて、各コンテンツの完成状況を明確にすること。

6. その他

- (1) 当局及び連携DMOと十分協議しながら事業を進めること。また、定期的に当該地域の関係団体と協議・連携を行い、その意図を反映させること。
- (2) 事業期間中は当局の求めに応じて進捗状況の報告をすること。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、適正に履行すること。
- (4) 本事業において企画開発したコンテンツの商品としての販売状況について、令和3年度にフォローアップを行う予定であることに留意すること。
- (5) 事業費には、交通費、食費、参加費、入場料、体験料、車両借り上げ(乗務員、添乗員等含む)、通訳等にかかる費用を見込む。ただし、プロモーション等の広告費用は支出することができない。
- (6) 具体的な目標及び成果指標(アウトプット指標及びアウトカム指標)を設定して事業を実施すること。
- (7) 自然災害や感染症等の発生状況により、当初計画での業務遂行が困難になったときは、速やかに当局へ相談し、指示に従うこと。